

「苦しんでいる人を救いたい」
その思い、日本赤十字社に託してください。



日本赤十字社では、赤十字が誕生した5月を中心に「赤十字社員増強運動月間」として、赤十字運動に参加し支えていただく社員の募集と赤十字事業に必要な活動資金へのご協力を広く呼びかけています。

この資金をもとに、一刻を争う災害や紛争での救護をはじめ、病気で苦しむ人のサポートなど、国内外でさまざまな人道支援を行っています。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

赤十字の「社員」とは？

赤十字の人道的活動を支えてくださる方のことで、一般でいう「会員」と同様で、毎年500円以上の資金協力(社費)をいただける方を「社員(会員)」と呼んでいます。

その証として赤十字社員のシールや門札(社員章)をお届けし、広く社員へのご加入をお願いしています。

※プラスチック製…新規に千円以上ご協力いただいた方
陶器製…一括または累計で2万円以上ご協力いただいた方
(累計の場合は毎年千円以上)

■赤十字社員のシール



■門札(社員章)



プラスチック製



陶器製

皆さまから寄せられた活動資金は、次のように使われます。

将来の災害への備えと設備整備等のために **10円**

災害救護活動のために **50円**

赤十字活動の運営と推進のために **105円**

救急法等講習会のために **35円**

救護看護師養成のために **10円**

赤十字奉仕団・青少年赤十字の育成に **55円**

市町村における赤十字活動のために **80円**

献血・社会福祉事業に **5円**

赤十字思想普及のために **85円**

国際活動のために **65円**

(平成26年度一般会計予算より)

具体的な活用例

3,800枚

災害救護活動のために

平時から災害に備えるため、県下に毛布(3,800枚)や緊急セットなどの災害救援物資を整備し、風水害や火事などの被災者にお届けしています。



緊急セット

13,945人

救急法等の講習会のために

広く一般の方々を対象に、応急手当の方法や、健康で安全に暮らすための正しい知識と技術を伝える講習を行っています。昨年度は県内で13,945名の方が受講しました。(H25.12.31現在)



幼児安全法講習

189の国と地域

国際活動

世界189の国と地域にある赤十字・赤新月社の一員として、災害や紛争で被害を受けた人々への救援活動や、医療・保健・衛生分野での知識の普及や、生活環境の改善などの支援を行っています。



フィリピン中部台風災害救援活動

税制上の優遇措置

赤十字にご寄付いただいた活動資金は、次のとおり税制上の優遇措置が受けられます。

寄付区分		適用期間	措置の内容
個人	特定寄付金	通年	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除される。
	住民税かかる寄附金控除 (※1)	通年	総務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円差し引いた額の10%が寄付者の住民税から控除される。
法人	指定寄付金 (※2)	通年 4~9月	財務大臣が指定した日本赤十字社の事業に対する寄付金の全額が、法人の損金算入限度額にかかわらず、損金の額に算入されます。
	特定公益増進法人に対する寄付金	通年	寄付金の全額が法人の通常有する寄付金の損金算入限度額と合わせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。

●個人住民税にかかる寄付金控除(※1)と法人の指定寄付金(※2)は、募集金額等に制限がありますので、日本赤十字社 鹿児島県支部にあらかじめご相談ください。